

広島県告示第五百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
広島県厚生農業協同組合 連合会尾道総合病院	尾道市平原一丁目一〇番二三号	平成二十三年五月一日
広島県厚生農業協同組合 連合会尾道総合病院（歯 科）	尾道市平原一丁目一〇番二三号	平成二十三年五月一日